Q24　知的障害者に関わる性的な問題にはどのような問題がありますか。

生理の介助が大変だからというだけの理由で、知的障害者や身体障害者の子宮摘出手術が穏然と行われてきました。

平成８年に母体保護法と改正される前の優生保護法（昭和２３年制定）は、「不良な子孫の出生を防止すること」を目的とし、「医師が遺伝性精神薄弱等法に定められた遺伝性疾患と認めた場合は、優生保護審査会の決定を経て優生手術（生殖腺を除去することなしに生殖を不能にする手術）を行うこと」を認めていました。

しかし、実際には、優生保護審査会を経ることなく、家族等の同意を得て卵管結紮（生殖腺を残す）ではなく子宮摘出が行われていたのです。本人の意思を全く無視した子宮摘出行為はもはや医療とは認めがたく、傷害罪の疑いがあります。

スウェーデンにおいても１９７０年代まで子宮摘出手術が行われていたことが最近問題となり、手術された人が損害賠償を求める動きがあるとのことです。

なお、改正された母体保護法では本人の同意による以外の不妊手術の規定はすべて削除されました。

この他にも知的障害者が施設や事業所において性的被害の対象になるなど自らの権利を主張できないために性的被害に遇うことがあり、その場合でも立証が困難だという理由で刑事事件として立件されないなどの問題があります。しかし、最近名古屋市内の入所更生施設において、施設職員が入所者の知的障害者に対して繰り返し性的な加害行為を行っていたことを理由に実刑判決を受けた例もあります。その際、判決理由では、知的障害者であることにつけ込んだということを量刑上、重視しています。